

令和8年度 福富小学校 いじめ防止基本方針

1. いじめ防止の基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある重大かつ深刻な人権問題である。本校では、児童一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校作りを推進することを目的に、白石町及び家庭・地域、その他の関係者の連携の下、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、白石町立福富小学校いじめ防止基本方針を策定する。

2. いじめ防止のための施策

(1) いじめのない学校づくりに向けた指導の充実

道徳教育、人権教育、生徒指導、学級指導等の充実を図り、また各教科等のあらゆる教育活動を通していじめは決して許されるものではないことを教育し、いじめ防止に努める。

①学習指導の充実

- ・学業指導の充実として、「規範意識の高い学級」を目指し、学びに向かう集団作りに努める。
- ・「自信を持たせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人ひとりの実態に配慮した授業」を目指し、一人ひとりが意欲的に取り組む授業づくりに努める。

②道徳授業の充実

- ・道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳的実践力を育成する。
- ・パンフレットを活用し、「人として、してはならないこと、すべきこと」を教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

③特別活動の充実

- ・特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・生命や自然を大切にすることや他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育む体験的な学習活動を計画的に行う。

④その他

- ・児童一人ひとりが、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な機会を捉えて具体的に指導する。
- ・教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように不適切な言動に注意する。
- ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がける。

(2) 教職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上

①いじめに関する全教職員対象の校内研修会の実施

②いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断の実施

③いじめ防止等のための職務別ポイント

《学級担任》

- ・日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりする行為もいじめを肯定していることを理解させいじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることの内容、指導の在り方には細心の注意を払う。

《養護教諭》

- ・学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

《生徒指導主任》

- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から関係機関等と情報交換をしたり、連携がとれるように取り組む。

(3)「いじめ防止対策委員会」の設置

①構成メンバー

- ・校長・教頭
- ・PTA 代表者（会長、副会長）
- ・学校運営協議会委員
- ・学校教育、心理、福祉党に関し職見を有する者（スクールカウンセラー等）
- ・必要に応じて関係職員

②定例会の開催 年1回

③臨時会の開催 問題発生時

④いじめ防止対策委員会は次のことを行う。

- ・基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・関係機関、専門機関との連携
- ・いじめの疑いや生徒の問題行動などに関わる情報の収集と記録、共有
- ・いじめの疑いに関わる情報に対して、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
- ・重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判定
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
- ・当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

⑤校内体制のチェック及びチェックに基づいた改善

- ・いじめに関する校内体制がきちんと機能しているか、PDCA サイクルの評価に基づき検証し、改善を図る。

(4) 保護者地域との連携

- ①学校のホームページ等を通して、保護者・地域に対して学校のいじめに係る対策等について周知する。
- ②情報モラル、マナー、利用ルールについて啓発する。
 - ・携帯電話等の所持に関して、必要性の見極めなど保護者の方々に協力を仰ぐ。
 - ・保護者会での学級活動、インターネット関連講座を利用して、児童一人一人に対して、インターネットの持つ利便性や危険性についてしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について、保護者の方々にも参観、受講してもらう。
 - ・家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導できるよう啓発に努める。

3 いじめの発見及び対応

(1) いじめの芽の早期発見

- ①いじめのサインを早期に発見する。

いじめを早期に発見するためには、学級担任、教科担任等全教職員により、日常的に注意深く観察し、情報の収集に努める。
- ②いじめの発見
 - (ア)日常の観察から
 - ・交友関係の変化
 - ・体調の変化や表情の変化
 - ・服装の乱れや言葉遣いの変化
 - ・欠席状況、遅刻・早退の状況
 - ・持ち物の紛失や持ち物の変化
 - ・金銭の使い方の変化
 - ・保健室への訪問回数等
 - (イ)本人・保護者からの訴えから
 - ・いじめを相談しやすい体制づくりとして、いじめに悩んだときの相談方法についてのリーフレット配布
 - ・定期的なアンケート調査の実施
 - ・教育相談の充実
 - ・家庭訪問や個人懇談での情報交換
 - (ウ)教師による直接の発見から
 - ・職員連絡会での情報交換の場の活用
 - (エ)スクールカウンセラーによる助言の活用
 - ・スクールカウンセラーや養護教諭と情報共有できる体制づくり

(2) いじめの早期対応

- ①いじめのサインに気付いた場合、大きな問題に発展しないように速やかに「予防的介入」を行う。
 - ・情報の共有化を図り、他の職員の協力を得る。

- ・秘密の厳守を約束して教育相談を行うとともに、主に担任が精神的な支えになる。
 - ・「いじめ防止対策委員会」を立ち上げる。
 - ・学級活動等で、いじめに関する話題を取り上げるなど、全体的な指導に当たる。
 - ・ふれあいの時間を大切にするとともに、居心地のいい学級づくりに努める。
- ②本人・保護者等からいじめの訴えがあった場合、共感的に理解する。
- ・秘密の厳守を約束し、じっくり話を聞いてやるなど、安心感を与える。
 - ・いじめが解決するまで、最後までしっかり守ってやることを伝える。
 - ・基本的には、本人の了解を得てから事実関係の究明に乗り出す。
 - ・担任・学校に何をしてもらいたいのかを確かめながらともに考える。
 - ・特に、保護者の訴えに対しては、担任の他に、生徒指導主任等も同席するなど、複数の教師で対応する。
- ③いじめの現場を教師が直接発見した場合、その場ですぐに介入、事実関係を明らかにする。
- ・いじめを制止し、関係児童全員をその場に残す。
 - ・必要に応じて他の教師の応援を求め、その場でしていたことを具体的な行動や言葉で把握するなど、事実確認を行う。
 - ・その日のうちに、関係児童個々に教育相談を行い、再度事実確認を行う。
- ④いじめていた児童・保護者への対応
- ・保護者を召喚し、いじめの概要について説明し理解を求めるとともに、今後の家庭教育の在り方等について改善を求める。
 - ・いじめていた児童に対しては反省を促すよう指導するとともに、自ら謝罪したいという気持ちが抱けるまで、個別のかかわりを継続的に持つ。
 - ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
 - ・スクールカウンセラーによる教育相談の活用
- ⑤いじめられていた児童・保護者への対応
- ・保護者宅を訪問し、いじめの概要について説明し、謝罪する。
 - ・二度とこのようないじめがないよう指導の徹底を図ることを約束する。
 - ・いじめられていた児童に対しては、心のケアに努めるとともに、安心して学校生活等が遅れるよう守ってやることを約束する。

(3) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- ・いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度をいきたらせるようにする。
- ・はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。

(4) ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上のいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ防止対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。

- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し適切に援助を求める。

(5) 警察との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる時は、警察署と連携して対処する。

(6) 重大事態への対応

学校がいじめ防止対策推進法第28条により、当該事案が重大事態と判断した場合には以下の通り対応する。

- ・町教育委員会に報告するとともに、直ちに警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- ・当該いじめの対処については、原則として本校のいじめ防止対策委員会が中心となり、学校組織を挙げて行う。
- ・いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法によりその説明に努める。
- ・当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- ・いじめ防止対策委員会で再発防止案をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。

4. いじめ問題についての対応

- (1) 校長は、職員打合せ等で職員に事案の概要について説明するとともに、児童指導の徹底を図るよう指示する。
- (2) 校長は、必要に応じて朝会などを利用し、いじめ問題について取り上げる。
- (3) 校長は、必要に応じて保護者宛て通知を作成し、保護者の啓発を図る。
- (4) 道徳教育、学級活動、生活指導等を通じて、人権尊重や生命尊重の精神、善悪の判断等の倫理観の育成に努める。
- (5) いじめ問題は、当事者間の問題だけでなく、学級や学年全体の問題として取り上げ、根絶に向けて緊急に対応する。
- (6) 「いじめ防止対策委員会が」中心となり、今後の対応策を検討する。
- (7) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。
- (8) 必要に応じて、PTA、関係機関の協力を得る。